

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア. 御殿場市の概要

当市は、富士山の東麓に位置し、首都圏からほど近く、富士箱根伊豆交流圏の中心にある交通の要衝であり、古くは東海道線（当時）の開通により避暑地として栄えてきた。国道246号や国道138号、東名高速道路の開通後は企業集積が進むとともに、大型集客施設の開業等により観光地としても発展し、新東名高速道路の開通後は利便性がさらに向上し、工業用地の造成、分譲も進んでいる。

また、市内に3か所の自衛隊駐屯地があるのも大きな特徴で、市域のおよそ3分の1を演習場が占めている。

イ. 御殿場市の人口

当市の人口は大正9年の第1回国勢調査開始以降、一貫して増加してきたが、平成22年の89,030人をピークに減少傾向に転じ、現在は83,411人^(※1)となっている。一方、生産年齢人口（15～64歳）比率は令和2年国勢調査では60.7%、現在も61.7%^(※1)となっており、少子高齢化の進行に伴い、労働力不足が課題となる中で比較的高い数値を維持している。

※1：令和7年1月31日現在：住民基本台帳人口

ウ. 御殿場市の産業構造

当市の産業構造についてみると、事業所ベースでは「卸売・小売業」が25.9%^(※2)と最も多く、「宿泊・飲食サービス業」が13.1%^(※2)で続き、静岡県や全国と比較してもほぼ同じ割合構成となっている。

事業所数に占める中小企業者は99%を超え、市内産業の継続と発展を支える存在となっているが、少子高齢化や人口減少というかねてから懸念されていた問題に加え、ウクライナ情勢など国際的な経済・社会環境の変化による影響を大きく受け、それぞれに課題を抱えている。このため、課題解決と更なる活性化を図るため、平成30年6月施行の「御殿場市中小企業振興基本条例」に基づく支援を継続的に行っていく必要がある。

※2：令和3年経済センサス

(2) 目標

新規工業用地取得の要望や、新たな設備投資に関する相談が寄せられており、成長意欲のある企業が多いと考えられる。近年の認定実績も踏まえ、計画期間内において15事業者の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮する観点から発電電力を自らの生産・販売等の事業活動に供するために消費する設備に限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、駅周辺、国道等主要道路沿い、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、御殿場市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）の全業種とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により届出を要する店舗及び施設等を除くものとする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の向上が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 御殿場市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を雇用しない者であって、同条第4号に規定する暴力団等でないものとする。
- ・ 各種の法令を遵守し、かつ、市税の滞納が無いものとする。
- ・ 環境保全に必要なかつ十分な措置を図ることが可能な中小企業者として、市長が認めたものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。